

地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ（第6回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成20年10月28日（火）14：00～16：00
- 場 所：総務省601会議室
- 出席者：森田座長、荒張委員、経塚委員、小室委員、菅原委員、高林委員、竹内委員、田中委員、水野委員、熊本県宇城市総務課天川主幹、高田財務調査課長 他

【議題】

- (1) 地方公会計の活用・公表手法について
- (2) 新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引（案）について
- (3) 新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引（案）について
- (4) その他

【配付資料】

- 資料1 宇城市提出資料
- 資料2 新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引（案）
- 資料3 新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引（案）

【概要】

- 宇城市天川主幹から資料1の説明
（概要）
 - ・ 合併していない同規模の類似団体との比較・分析、10年後の将来バランスシートの作成シミュレーション等を行い、行財政改革の材料として活用するなどしている。10年後の望まれるバランスシートを目指し、人件費の削減や事務事業の見直しを行っている。
 - ・ 施設別のバランスシートや行政コスト計算書を取りまとめた施設白書を作成している。それにより、施設毎のコストの高低が明確になり、施設担当職員のコスト意識改革につながっている。
- （出席者から主な意見・質疑等）
 - ・ 様々なコストを施設別に迅速に把握するのは難しいと考えるが、どのような取り組みをしたのか。
 - 予算編成自体が施設ごとの予算書を積み上げたものとなっており、財務会計システムで個々に把握することが可能となっている。
- 事務局から資料2の説明
（概要）
 - ・ 新地方公会計モデルにおいては、土地と建物は別々に評価することが基

本となっているが、売却可能資産については、より市場価格に近づけた評価をすべきであることから、土地と建物が一体的にある場合は、可能な範囲で一体評価をすることが望ましい。

- ・ 土地の評価に路線価を用いる方法もあるが、あくまでも固定資産税評価額を基礎として評価をするという基本的概念があり、また路線価は土地の価格ではないことから、単に路線価を面積にかけるとはならず、路線価を用いて評価した土地の平均単価を用いるという取扱いとしたい。

- ・ 固定資産税評価額を用いた場合、0.7での割り戻しは一定の条件のもとで行われるべきことを明示したい。

(出席者から主な意見・質疑等)

- ・ 公会計における事業用資産の土地については、3年ごとに再評価を行うこととなっているが、固定資産税の評価替えと合わせるため、例えば20年度を開始時とした場合、1年後である21年度の固定資産税の評価替えで一度再評価を行い、以後、固定資産税の評価替えと共に再評価を行うこととしてもよいという解釈でよいか。

→ 合わせて行うことは効率的であるため、そのような方法も良いと考える。

- ・ 道路等のインフラ資産の底地における管理者と所有者が異なる場合の取扱いとしては、例えば都道府県が管理する国道で底地が国有地であり、道路の舗装等は道路管理者として都道府県が行っているケースでは、底地は所有資産でないため資産計上せず、舗装等は資産計上するという考えでよいか。

→ お見込みのとおり。

○ 事務局から資料3の説明

(概要)

- ・ 改訂モデルに関する連結純資産変動計算書については、当面の間は財源内訳を省略して純資産合計値のみ表示し、段階的に行うことも認める取扱いとして記述してよいか。また、相殺消去についても、「資産と資本」など金額的に重要な部分を除き、段階的に整理していくという簡便的な手法を認める取扱いとして記述してよいか。

(出席者から主な意見・質疑等)

- ・ 連結対象団体に対する債務保証や損失補償に関する債務負担行為など、注記情報についても相殺消去の作業が必要。

- ・ 地方共同法人である公営企業金融機構については、比例連結の対象となるのか。

→ 連結の範囲に含まれるかどうかも含めて整理し、何らかの形で記述することも検討したい。

○ その他について

- ・ 更なる議論の整理が必要なことから、当初予定していた全6回の会合に加え、第7回会合を開催したい。

第7回会合では、「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」や、第7回会合後の日程について議論を行いたい。

○ 今後の予定

- ・ 次回は12月8日（月）14時から開催予定。